

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 のご案内（募集要項）

【R7.1 月改訂】

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

この資金制度は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」といいます。）を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的としています。

■貸付の対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 母子家庭高等職業訓練促進給付金または父子家庭高等職業訓練促進給付金を受給している方
- ② 岡山県に住民登録をしている方
- ③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了した後、岡山県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

資金種類	貸付対象	対象経費	貸付額
入学準備金	養成機関に入学した方 ※「専門実践教育訓練給付金」及び「自立支援教育訓練給付金」を受給される方は対象外です。	養成機関入学時に必要となる準備金 入学金、教科書代、教材費等 その他修業に必要と認められるもの	500,000 円 以内
就職準備金	養成機関を修了し、資格を取得した方 ※他の同様の貸付制度を利用される方は対象外です。（保育士就職準備金、離職した介護人材の再就職準備金 等）	就職時に必要となる準備金 就職に伴う転居費用 被服費（靴、靴 など含む） 通勤に必要な自転車 等	200,000 円 以内

※1 保育士修学資金貸付事業、介護福祉士修学資金貸付制度及び社会福祉士修学資金貸付制度を利用される方は本制度の対象外となります。

※2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、入学準備金は准看護師養成機関の入学時、就職準備金は看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において申請を行ってください。看護師の養成機関の入学時及び准看護師養成機関の修了時には貸付けを受けることができません。

■貸付金の返還（返済）免除 ※次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が免除されます。

○養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、岡山県内において、取得した資格が必要な業務に従事（返還免除対象業務）し、5年間引き続き業務に従事したとき

（ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除きます。）

○上記の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

■連帯保証人

○資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担することとなります。

○申請者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人とします。

■利 子

連帯保証人を立てる場合は、無利子。連帯保証人を立てない場合は、履行猶予期間経過後は年1%の利率となります。

※ ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

■貸付申請の手続き

申請は以下の書類を取りまとめ、提出ください。

①②の様式は、岡山県社会福祉協議会のホームページから印刷していただけます。必ず両面印刷してください。

《入学準備金 申請者》

① 岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1-1号）

② 個人情報の取り扱いに関する同意書

③ 高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが確認できるもの〔給付金支給決定書(写)等〕

④ 養成機関の長が証明する在籍証明書

⑤ 貸付必要額が確認できるもの〔見積書又は領収書の写し等〕

⑥ 申請者の世帯全員の住民票 *発行から3か月以内かつ個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

⑦ 児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類〔児童扶養手当証書(写)等〕

⑧ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票 *発行から3か月以内かつ個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

《就職準備金 申請者》

① 岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1-1号）

② 個人情報の取り扱いに関する同意書

③ 高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことが確認できるもの〔給付金支給決定書(写)等〕

④ 養成機関の長が証明する修了証書

⑤ 養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類

⑥ 貸付必要額が確認できるもの〔見積書又は領収書の写し等〕

⑦ 申請者の世帯全員の住民票 *発行から3か月以内かつ個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

⑧ 児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類〔児童扶養手当証書(写)等〕

⑨ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票 *発行から3か月以内かつ個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

■貸付け決定（決定通知）

申請内容を審査の上、その結果を書面によりお知らせします。

※ 審査内容及び不承認になった場合の理由に関するお問合せはお答えできませんので予めご了承ください。

■交付申請の手続き 貸付けの決定の通知を受けた方は、下記の書類を提出してください。

①交付申請書（様式第2号）

②借用証書（様式第3-2号）、印鑑証明書

※ 借用証書には、本人と連帯保証人（連帯保証人を立てる場合）が署名、押印（実印とし、印鑑証明書を添付）してください。収入印紙は、岡山県社会福祉協議会が費用負担するため貼付は必要ありません。

③口座振込申出書（様式第4号）

※ 口座振込申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

■貸付金の振込

○貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に振り込みます。

■貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、貸付契約が解除されることになります。

（貸付金の返還事由に該当し、返還が開始されます。）

○養成機関を退学したとき

○心身の故障のため養成機関で修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

○死亡したとき

○訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

○その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（養成機関在学中に婚姻した場合等）

■貸付金の返還

次の場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を返還していただくこととなります。

○訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき

○養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、岡山県内において取得した資格が必要な業務（返還免除対象業務）に従事しなかったとき

○岡山県内において取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき

○業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

〔返還の方法等〕

○上記事由が生じた日の属する月の翌月から岡山県社会福祉協議会が返還決定時に定める期間内において、月賦又は半年賦の元利均等払方式により貸付金を返還していただきます。

○返還期間は、入学準備金を借り入れた場合は5年以内、就職準備金を借り入れた場合は2年以内（入学準備金を借り入れた後、就職準備金を借り入れた場合は5年以内）を基準として決定します。ただし、上記返還基準の期間による返還月額又は返還半年額が返還額の下限（月賦の場合は月額3,000円、半年賦の場合は半年額18,000円を下限とします。）の金額未満になる場合は、下限の金額を下回らない期間以内を基準とします。

〔返還猶予〕

次の場合においては、返還を猶予することができます。

○訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき

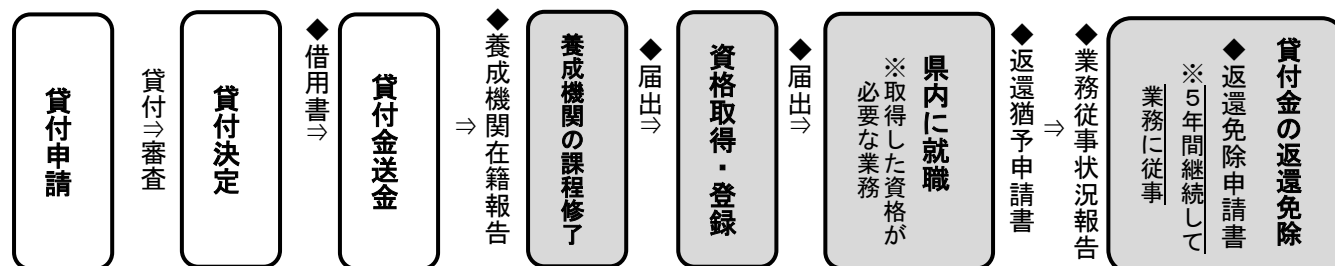
- 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき
- 岡山県内において取得した資格が必要な業務（返還免除対象業務）に従事しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

【貸付手続きの主な流れ（イメージ図）】

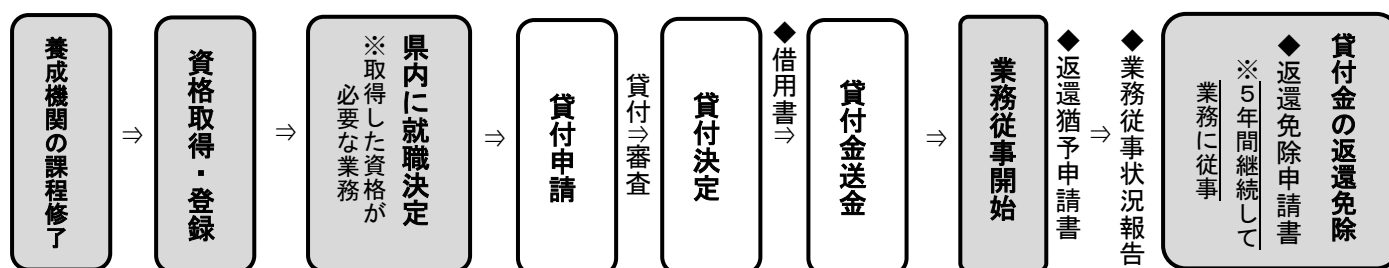
※全ての手続きを表しているものではありません。

住所・氏名の変更等の際には、届出が必要です。

入学準備金貸付



就職準備金貸付



■書類の提出について

必要書類を取りまとめ、下記【問い合わせ先・申請先】まで郵送、もしくはご持参ください。
 郵送の場合は、紛失等を防ぐために可能な限り簡易書留等でお送りください。万一、郵便事故等による未着の場合は、責任を負いかねますので、予めご了承ください。
 必要に応じて、聞き取り確認や下記の他にも追加書類の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

【問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班
 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内
 電話 086-226-3544 ホムペーヅ URL : <https://www.fukushiokayama.or.jp>